

平成 20 年度「病院薬剤部門の現状調査」記載要領

回答締め切り日 平成 20 年 9 月 30 日 (火) までに

同封の封筒を用いて、「日本病院薬剤師会総務課宛」に送付してください。

- (1) 平成 20 年 6 月 1 日または 6 月の 1 ヶ月のデータを記入してください。
(但し設問 57(2), 85(4), 90, 94 は平成 19 年度のデータを記入してください。)
- (2) 調査表中の「薬剤部」は薬剤部門と読み替えてください。
- (3) 薬剤部門にデータのない項目は事務部門等と相談して記入してください。
- (4) 小数点以下は第 2 位を四捨五入して第 1 位まで記入してください。
- (5)*は複数回答可です。

* この調査に関するお問い合わせ先 日本病院薬剤師会事務局総務課

電話 03-3406-0485 E-mail somu@jshp.or.jp

I. 経営主体(1~8)

該当する番号に○をつけてください。

II. 機能分類(9, 10)

該当する番号に○をつけてください。

精神病院:精神病床を 80%以上有する病院。

III. 基礎数値及び処方せん関連(11~31)

11. 許可病床数は、承認又は許可を受けた病床数を病床区分ごとに記入してください。病床区分は一般病床、療養病床(医療型、介護型に区分)、精神病床、ICU 病床、CCU 病床、NICU 病床、その他病床(結核病床など)。
12. 平均在院患者数は、平成 20 年 6 月 1 日~30 日の毎日 24 時現在の在院患者数の総合計を 30 で除した数を記入してください。

$$13. \text{平均在院日数} = \frac{\text{直近 3 ヶ月間の在院患者延数} \times 2}{\text{直近 3 ヶ月間の新入院患者数} + \text{直近 3 ヶ月間の新退院患者数}}$$

直近 3 ヶ月: 平成 20 年 4, 5, 6 月のこと。

6 月時点(平成 20 年 4, 5, 6 月)での全病床の平均在院日数を医事課等から聴取して記入してください。

14. 病棟数: 入院患者を収容している病棟数を記入してください。
15. 薬剤管理指導料が包括されている病床数: 特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患療養病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科療養病棟入院料、老人性認知症治療病棟入院料を算定している病床数の合計。
16. 常時: 輪番制でなく常時救急医療を行っていること。
輪番制: 当番制で毎日でなく救急を行っていること。
17. 平均外来患者数は、平成 20 年 6 月 1 日~30 日までの 1 日平均外来患者数の総合計をこの期間における実診療日数(平日は 1、半日は 0.5)で除した数を記入してください。
18. 薬剤部門職員数は、6 月 1 日現在の職員数を記入してください。その他は事務員、助手等。

$$19. \text{非常勤職員数} = \frac{\text{非常勤職員の 1 週間の実働勤務時間(複数の場合は合計)}}{\text{常勤職員の 1 週間の勤務時間数(就業規則に定められた就業時間数)}}$$

医療法に基づく人員配置標準数の充足率 (一般病院(特定機能病院を除く)、精神病院のみ記入してください。)

(一般病院の場合)

$$\text{充足率} = \frac{\text{薬剤師数(常勤+非常勤)} \times 100}{\text{(入院患者数/70+外来処方せん枚数/75)}}$$

(精神病院の場合)

$$\text{充足率} = \frac{\text{薬剤師数(常勤+非常勤)} \times 100}{\text{入院患者数/150+外来処方せん枚数/75}}$$

入院患者数: 設問 12 の平均在院患者数の合計

非常勤: 設問 18 の(1)の非常勤職員数

19. 入院処方せんは、平成 20 年 6 月 1 日～30 日の 1 日平均入院処方せん枚数の総合計を 30 で除した数を記入してください。

20. 外来処方せん(院内)は、平成 20 年 6 月 1 日～30 日の 1 日平均外来処方せん(院内)枚数の総合計をこの期間における実診療日数(平日は 1、半日は 0.5)で除した数を記入してください。

21. 院外処方せんは、院外処方せんを発行している施設での、平成 20 年 6 月 1 日～30 日の 1 日平均院外処方せん枚数の総合計をこの期間における実診療日数(平日は 1、半日は 0.5)で除した数を記入してください。

$$\text{発行率} = \frac{\text{院外処方せん枚数} \times 100}{\text{外来処方せん(院内)枚数+院外処方せん枚数}}$$

(3)全ての院外処方せんについて患者に交付する前に、薬剤部で監査している場合に、○をつけてください。

25. 疑義照会件数は、6 月中に行った疑義照会の件数の合計を内用・外用と注射に分けて入院・外来それぞれ記入してください。

26. 薬剤情報提供: 外来患者に対し薬剤の名称、用法用量、効能効果、副作用等の情報を文書で提供すること。

27. 注射剤処方せん枚数は、平成 20 年 6 月 1 日～30 日の 1 日平均注射剤処方せん枚数の総合計を 30 で除した数を記入してください。処方せん枚数は、貴施設の数え方で 1 日平均注射剤処方せん枚数を算出してください。

28. (B)一部実施とは、一部病棟のみ対象としているなど。概ねの%を記入してください。

(2)一施用ごとの取り揃え: 1 回施用ごとに、取り揃え払い出すこと。

29. (2)ハイリスク薬剤: 貴施設で、ハイリスク薬として取り扱っている薬剤のこと。

31. (1)滅菌製剤: 製造工程で滅菌処理している製剤。 (2)非滅菌製剤: 滅菌製剤以外の製剤。

6 月に行った調製件数の合計を記入してください。

IV 無菌調製、薬剤管理指導関連 (32～53)

32. 各業務の実施率を算出するため(1)～(4)の(A)はそれぞれの処方件数を記入してください。(1 日 2 回の場合 2 件)。

(B)は、実際に無菌製剤調製した件数 (C)は、無菌製剤処理料 1 もしくは 2 を請求した件数を記入してください。

34. 無菌製剤処理料 1: 悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者に対して行うこと。

無菌製剤処理料 2: 無菌製剤処理料 1 以外のもの。

35. 外来抗悪性腫瘍剤調製件数: 外来化学療法に係る抗悪性腫瘍剤の 6 月分無菌調製件数の合計を記入してください。

(1 剂の抗悪性腫瘍剤の無菌調製を行った場合 1 件)。

36. 外来化学療法加算請求件数は、外来化学療法加算 1 と外来化学療法加算 2 のいずれか 6 月分の合計を記入してください。

37. 外来化学療法での服薬指導: 外来化学療法施行患者に対して注射の必要性、副作用等について文書を用いて説明を行うこと。

38. 化学療法に係る委員会: 化学療法のレジメンの妥当性を評価し承認する委員会のこと。

40. 特定薬剤治療管理料(470 点):ジギタリス製剤、抗てんかん剤、免疫抑制剤、を投与している患者、その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して薬物血中濃度を測定し、計画的な治療管理を行うこと。

41. (4) 処方変更になる頻度 = <u>処方変更件数 × 100</u> TDM 実施件数

42. 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出: 薬剤管理指導料の施設基準に係る届出を、地方社会保険事務局長に届け出ていること。届け出ていない場合は、理由を選択または記入してください。

43~50. (A) 実施回数は、実際に薬剤管理指導業務を行った回数を記入してください。

43. 薬剤管理指導 1:救命救急入院料等を算定している患者に対して薬学的管理指導を行うこと。

44. 薬剤管理指導 2:特に安全管理が必要な医薬品が投薬または注射されている患者に対して薬学的管理指導を行うこと。(薬剤管理指導 1 に該当する場合を除く。)

45. 薬剤管理指導 3:薬剤管理指導 1 及び 2 の患者以外の患者に対して薬学的管理指導を行うこと。

46. 薬剤管理指導料が包括されている患者:特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患療養病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科療養病棟入院料、老人性認知症治療病棟入院料を算定している患者。

48. 在宅患者訪問薬剤管理指導:居宅で療養している患者に薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行うこと。

52. 後期高齢者退院時薬剤情報提供料:後期高齢者患者の入院時に、服薬中の医薬品等について確認するとともに、入院中に使用した主な薬剤の名称に関して退院時に、お薬手帳等に記載すること。

53. (A) 処方提案とは、薬剤管理指導業務を通じて処方医に処方内容の変更、投与量の変更、用法の変更等の申し入れを行うこと。(D) はいわゆるプレアボイド件数。

V 夜間休日体制、医薬品採用関連 (54~59)

54. (1)宿直:薬剤師が夜間勤務している体制を取っていること。(2)一部宿直:曜日または日にち指定で宿直体制を取っていること。(3)居残り体制:毎日あるいは曜日指定で一定時間まで薬剤師が居残る体制を取っていること。(4)On call:自宅待機等で必要時に呼び出しを受けて対応できる体制を取っていること。(5)二交代制:12 時間勤務等二交代で 24 時間体制を取っていること。(6)三交代制:日勤、準夜、深夜等の交代制勤務を取っていること。(7)シフト勤務:早出、遅出等の時間差勤務体制を取っていること。

55. (1)日直:休日の 9 時~17 時など平日勤務時間と同様の勤務体制を取っていること。

(2)半日日直:午前中等の半日勤務体制を取っていること。(日直勤務に満たないもの)

56. (1)製造販売後安全情報は緊急安全性情報、添付文書改訂のお知らせ、医薬品・医療機器等安全性情報、Drug Safety Use、医薬品医療機器情報提供ホームページから得られた情報のこと。

57. (2)使用制限とは、処方医を限定する、投与日数を限定するなどのこと。使用制限を付けた平成 19 年度新規採用薬の品目数を記入するとともに、平成 19 年度の年間の新規採用薬の品目数を記入してください。

58. (2) 採用割合 (平成 20 年度 6 月時点) = <u>後発医薬品採用品目数 × 100</u> 全採用品目数

VI 病棟、手術室、ICU での業務関連 (60~70)

60. (C) セットによる管理:手術室あるいは手術の種類毎にセットを組み手術終了後補充・交換する方式。

61~64. (1)業務内容とは、薬剤部門で行う業務ではなく、常駐もしくは定期的に訪問している先で行っている業務のこと。(2)メリットは、常勤もしくは定期的に訪問することにより効果があったと思われるものに○をしてください。

65. 病棟に薬剤師が常駐しているとは、勤務時間のうち毎日半日以上病棟に薬剤師を配置していること。(1)は、病棟滞在時間、(2)は、病棟数と病棟滞在時間、(3)は、1 病棟を担当している薬剤師数(病棟により、配置人数が異なる場合には別途詳細を横に記入してください。)を記入してください。

67. 病棟で薬剤師が直接患者に交付しているとは、薬剤師が直接患者に調剤薬を手交すること。
- (5)は、薬剤師が直接患者に交付した場合のインシデントの減少の状況を記入してください。
68. 薬剤師が配薬カート等にセットしているとは、配薬カートや与薬車等に薬剤師が服用毎にセットする、あるいは服用毎にホチキス止め等をすること。
69. 1回量調剤とは、服用毎に錠剤等を1包化して調剤すること。

VII 医療材料、血液、持参薬等管理関連（71～76）

71. 医療材料等：カテーテル、点滴チューブ、テープなどの消耗品。管理とは、物品と帳簿の両方を管理していること。
72. 厚生労働省等より送られてくる安全性情報の管理・伝達部門を記入してください。
73. 特定生物由来製品：血液凝固因子、人血清アルブミン、人免疫グロブリン、人胎盤抽出物など。
なお、輸血用血液製剤についてはここでは含まない(74で別掲)。

- (4) アルブミン使用量チェックとは、アルブミンの過剰使用とならないようチェックを行っていること。
76. お薬手帳：患者の薬剤服用歴・アレルギー歴・副作用歴・既往歴等の記載があり経時に管理できる手帳のこと。

VIII 療養病床関連（77, 78）

77. 理解力や身体機能低下のある患者への服薬支援：説明資料の工夫、錠剤の粉碎、脱カプセル、簡易懸濁法などの工夫のこと。
78. 粉碎法：錠剤などを粉碎や脱カプセルしてチューブ等から投与のこと。
簡易懸濁法：錠剤やカプセルを粉碎・開封せず、そのまま温湯に入れ崩壊懸濁させた後チューブ等から投与のこと。

IX チーム医療関連（79～86）

79. I C T：感染制御チームのこと。
80. (6) 治癒期間の短縮は、薬剤師がチームあるいは薬剤選択や処方設計に関与した場合の治癒期間の短縮の状況を記入してください。
81. N S T：栄養サポートチーム、栄養管理チームのこと。
83. 医療安全管理者：病院等管理者の指示のもと、医療安全に専任あるいは専従で取り組む者のこと。
84. 医薬品安全管理責任者：病院等管理者の指示のもと、医薬品の安全使用のための業務を行う責任者のこと。
85. (4) 治験の契約件数とは、院内で行われている治験に伴う治験薬の数と同じ。
86. 禁煙指導：禁煙に関する総合的指導及び治療管理を行うこと。

X その他（87～94）

- 87, 88. 放射性医薬品（アイソトープ）：薬価基準収載の薬効分類番号430に該当する放射性医薬品のこと。MR、PETへの関与ではない。
90. (4)：欠員数は薬剤部門定員からの欠員数を記入してください（医療法に基づく人員配置標準数による欠員数ではない）。
採用の難易度は人員確保が容易か困難か非常に困難かを記入してください。
94. レジデント：貴施設のレジデント制度により採用している研修生等のこと。
他施設からの研修生：薬剤師免許取得後の特定領域における研修制度（例　がん専門薬剤師研修など）の研修生。

精神科病院および精神科領域調査（95, 96）

95. 特定入院料算定病棟における薬剤管理指導業務実施状況：特定入院料算定病棟で、実際に薬剤管理指導業務を実施している患者数と実施件数(6月・合計)を記入してください。
96. 処方の最適化：医師に対し、薬物治療の有効性を高めるため、又は副作用を軽減するための処方提案を行なうこと。
アドヒアラנס：患者が積極的に治療方針の決定に参加し、その決定に従って治療を受けること。